

○「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の改正について

平成26年4月17日
生企甲達第1011号、生環甲達第1002号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 昭和38年4月2日付け防甲達249号「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の施行について」

見出しの条例については、平成26年2月26日、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成26年石川県条例第23号）が公布され、同年6月1日から施行されるとともに、条例名が石川県迷惑行為等防止条例（昭和38年石川県条例第9号。以下「改正条例」という。）に改称されることとなった。改正条例の概要については下記のとおりであるので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 改正条例の趣旨

前回改正（平成15年3月）から既に11年が経過し、この間に、盗撮行為や正当な理由がなく特定の者に対して反復して行われるつきまとい等の嫌がらせ行為、更には迷惑性の高い客引き行為等が横行するなど、県民等に著しく迷惑をかける行為が新たに発生している現状にある。

また、今年度末までに予定されている北陸新幹線金沢開業を見据え、清浄な風俗環境の保持を図り、社会情勢の変化に応じた規定の整備、罰則の強化等を行い、県民等の生活の平穩を保持することを目的に改正を行ったものである。

2 改正条例の構成

(1) 改正条例は、20か条から成り立っており、第1条は目的を、第2条から第12条までの11か条は規制対象行為を規定し、第13条は適用上の注意、第14条から第20条は罰則を規定している。

(2) 規制対象行為は、

第2条 粗暴行為等の禁止

第3条 卑わいな行為等の禁止

第4条 不当な金品の要求行為（たかり行為）の禁止

第5条 押売行為等の禁止

第6条 乗車券等の不当な売買行為（ダフヤ行為）の禁止

第7条 座席等の不当な供与行為（ショバヤ行為）の禁止

第8条 不当な客引行為等の禁止

第9条 客引等防止重点地点における客引行為等の抑止

第10条 ピンクビラ配布行為等の禁止

第11条 モーターボート等による危険行為の禁止

第12条 嫌がらせ行為の禁止

である。

- (3) 罰則は、第14条から第17条のほか、第18条で誘引行為に対する再発防止命令違反、第19条で客引等の目的でうろつく等する（相手方を待つ）行為に対する再発防止命令違反、更に、第20条では両罰規定を定めている。

3 改正条例の概要

(1) 条例名の改称

本改正により、必ずしも「公衆」に対する「暴力的不良行為」とは言えない、特定の者に対する「つきまとい等の嫌がらせ行為」を規制することから、条例名を「石川県迷惑行為等防止条例」に改称した。

(2) 危険器具の携帯禁止規定（第2条第2項関係）の新設

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第22条の規制が及ばない刃物等の危険器具を公衆に不安を覚えさせるような方法で携帯する行為に対して規制を設けた。

(3) 卑わいな行為等の禁止規定（第3条関係）の拡充

ア 卑わいな行為を「触れる行為」「のぞき見行為」「撮影行為」「卑わいな言動」の4類型に分け、このうち「撮影行為」については、撮影画像の拡散などの危険性から最も悪質な行為であると位置付けし、罰則を強化した。

イ 透視機器を使用した撮影（画像を表示し当該透視画像を見る行為を含む。）に関して、場所的要件を「公共の場所又は公共の乗物」から「公共の場所又は公共の乗物にいる人」に拡大した（同条第2項）。

ウ これまで軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第1条第23号（窃視の罪）を適用してきた浴場、便所その他の人の通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいるような場所で当該状態にある人に対する「のぞき見行為」及び「撮影行為」に対して規制を設けた（同条第3項）。

エ 公共の場所に含まれない教室その他特定かつ多数の者が利用するような

場所における下着などの「撮影行為」に対して規制を設けた（同条第4項）。

(4) 不当な客引行為等の禁止規定（第8条関係）の拡充

ア 場所的要件を「公共の場所」から「公衆の目に触れるような場所」に拡大した。

イ 規制対象行為をこれまでの客引き行為のみから、「客引き」「勧誘」「誘引」「客引き等の目的でうろつく等の行為（待つ行為）」に拡大した。

ウ 規制対象業種をこれまでの「わいせつな見せ物の観覧」などから「人の性的好奇心に応じて人に接触する役務」「歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務の提供」などに細分化した。

エ ホステス等の勧誘（スカウト）行為及びいわゆる風俗案内所の利用者となるように誘う行為に対して規制を設けた（同条第1項第2号）。

オ 卑わい行為等を伴う営業形態のものについて、相手を特定せずに客となるように人に呼びかけ、ビラ等を配布提示して誘う行為（以下「誘引」という。）に対して規制を設けた（同条第1項第3号）。

カ 売春類似行為の客引き（同条第1項第1号ホ）及び当該行為をする目的でうろつく等の行為（同条第1項第4号）に対して規制を設けた。

キ これまでの執ような客引行為の禁止規定に、勧誘行為を禁止する規定を追加し、その行為形態に「つきまとい等」を加えた（同条第1項第5号）。

ク いわゆるフリーの客引き対策として、実行行為者に客引き等をさせる行為を禁止する規定を設けた（同条第2項）。

ケ 卑わい行為を伴わない歓乐的雰囲気醸し出す方法により飲食をさせる役務の提供の客となるように誘引をする行為及びいわゆる風俗案内所における情報提供の利用者となるように誘引をする行為を禁止する規定を設け、行為者に対し、最初の日出まで更に当該行為をしてはならない旨を命ずることができる規定を設けた（同条3項、同条第5項）。

コ 公安委員会規則で定める客引等防止重点地域において、規制対象業種等の客引き、勧誘、誘引を行う目的でうろつくなどする行為を禁止する規定を設け、行為者に対し、最初の日出まで更に当該行為をしてはならない旨を命ずることができる規定を設けた（同条第4項、同条第6項）。

(5) 客引等防止重点地点における客引行為等の抑止（第9条関係）の新設

公安委員会規則で定める客引等防止重点地点において、居酒屋などの酒類を提供する飲食店やカラオケ店などを営む者に対して、午後6時から翌日の午前

1時までの間、客引き、誘引、客引き等を行う目的でうろつくなどする行為により通行人等に迷惑をかけないように努力を促す規定を設けた。

(6) 嫌がらせ行為の禁止規定（第12条関係）の新設

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の規制が及ばない特定の者に対する反復したつきまとい等の嫌がらせ行為（恋愛感情に基づく電気通信（Line、Facebook、mixiなどのソーシャルネットワークサービス等）を利用した送信行為を含む。）に対して規制を設けた。

(7) 適用上の注意規定（第13条関係）の新設

改正条例の運用に当たっては、県民及び滞在者等の権利を不当に侵害しないよう留意し、その本来の目的を逸脱しないよう注意規定を新設した。

(8) その他

ア 罰則の強化

(ア) 卑わいな行為等の禁止規定の内、撮影行為の罰則を他の行為の罰則より重くした。

(イ) 不当な客引行為等の禁止規定の罰則に、懲役刑、両罰規定を導入した。

イ 旧仮名遣いを現代仮名遣いに改めるとともにその他必要な改正を行った。

4 運用上の留意事項

(1) 適正な運用

改正条例の制定目的は、県民及び滞在者に著しく迷惑をかける行為を防止して、その平穏な生活を保持することにあるのであって、いやしくもこの目的の範囲を逸脱して、濫用のそしりを受けることのないよう十分配慮し、適正な運用に努めること。

(2) 捜査についての基本的な心構え

捜査に当たっては、刑事訴訟法、犯罪捜査規範等の一般的原則に則って実施することはもちろんであるが、事犯の性質上、次の事項について特に留意すること。

ア 悪質違反者に対する強制捜査

捜査の基本は、言うまでもなく任意捜査を原則とするが、特に前歴者等の悪質違反者に対しては、強制捜査を視野に入れ、取締りの実効を上げるように努める必要がある。ただし、第8条第5項違反（誘引行為に対する再発防止命令違反）が30万円以下の罰金、同条第6項違反（客引等の目的でうろつく等する（相手方を待つ）行為に対する再発防止命令違反）が20万円以下の罰金となっていることから、刑事訴訟法第199条（逮捕状による逮捕要件）

ただし書き及び同法第217条（軽微な事件と現行犯逮捕）に規定されている逮捕の制限に該当するため、当該2つの違反については逮捕時に注意すること。

イ 背後関係の追及

改正条例の違反行為には、暴力団等により組織的に敢行されるものもあるが、条例の各規定が全て行為の基本的形態を捉えて定めたものであるため、その実行行為者は末端行為者にすぎない場合が多い。したがって、改正条例の目的趣旨を実現するためには、刑法総則共犯規定の活用を図るなど、これら実行行為者の背後関係を厳しく追及すること。

ウ 関係者の保護

改正条例違反を立証するために被害者や参考人から事情聴取する場合には、被害者及び参考人等の保護に十分配慮するとともに、その取扱いには特に慎重を期し、誤解や不快の念を抱かせることのないように注意すること。

5 参考事項

条文及び新旧対照表を添付する。

(添付省略)